

2 正社員以外の労働者に関する状況

(1) 正社員以外の労働者の組合加入資格、組合員の有無【単位労働組合】

事業所に正社員以外の労働者がいる労働組合について、労働者の種類別に「組合加入資格がある」をみると、「パートタイム労働者」35.2%（平成28年調査32.3%）、「有期契約労働者」37.0%（同35.6%）、「派遣労働者」7.4%（同11.1%）、「嘱託労働者」38.4%（同30.7%）となっている。

また、労働者の種類別の「組合員がいる」についてみると、「パートタイム労働者」26.8%（同22.0%）、「有期契約労働者」30.8%（同24.3%）、「派遣労働者」1.5%（同1.5%）、「嘱託労働者」29.3%（同20.9%）となっている。（第2表）

第2表 正社員以外の労働者の組合加入資格の有無及び組合員の有無別割合（単位労働組合）

区 分	事業所に当該労働者がいる計 1)	組 合 加 入 資 格 の 有 無			
		組合加入資格がある 2)	組 合 員 の 有 無		組合加入資格がない
			組合員がいる	組合員はいない	
平成29年調査					
パートタイム労働者	100.0	35.2	26.8	8.4	64.4
有期契約労働者	100.0	37.0	30.8	5.5	62.5
派遣労働者	100.0	7.4	1.5	5.8	92.3
嘱託労働者	100.0	38.4	29.3	8.8	61.3
平成28年調査					
パートタイム労働者	100.0	32.3	22.0	10.3	67.7
有期契約労働者	100.0	35.6	24.3	11.3	64.4
派遣労働者	100.0	11.1	1.5	9.5	88.9
嘱託労働者	100.0	30.7	20.9	9.8	69.3

注：1) 組合加入資格の有無「不明」を含む。

2) 組合員の有無「不明」を含む。

(2) 正社員以外の労働者に関する事項別話合いの状況【本部組合及び単位労働組合】

過去1年間（平成28年7月1日から平成29年6月30日の期間）に、正社員以外の労働者に関して使用者側と話合いが持たれた事項（複数回答）をみると、「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」32.8%（平成28年調査33.0%）が最も高く、次いで「正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度」26.3%（同24.1%）、「有期契約労働者の雇入れに関する事項」17.9%（同20.2%）などとなっている。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」を事項別にみると、「賃金に関する事項」27.1%（同25.5%）が最も高くなっている。（第3表）

第3表 過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する話合いが持たれた事項別割合
（本部組合及び単位労働組合）

区 分	計	以 過 去 1 年 間 に 使 用 者 側 と 正 社 員 と 話 合 い が 持 た れ た 事 項	パ ー ト タ イ ム 労 働 者 の 雇 入 れ に 関 する 事 項 1)	有 期 契 約 労 働 者 の 雇 入 れ に 関 する 事 項 1)	正 社 員 以 外 の 労 働 者 （ 派 遣 労 働 者 を 含 む ） の 正 社 員 へ の 登 用 制 度	正 社 員 募 集 の 際 の 正 社 員 以 外 の 労 働 者 （ 派 遣 労 働 者 を 含 む ） へ の 通 知	正 社 員 以 外 の 労 働 者 （ 派 遣 労 働 者 を 除 く ） の 労働条件 2)	賃 金 に 関 する 事 項 3)	同 一 賃 金 に 関 する 事 項 正 社 員 と の 同 一 労働	教 育 訓 練 に 関 する 事 項	福 利 厚 生 に 関 する 事 項	契 約 の 締 結 ・ 更 新 ・ 雇 止 め に 関 する 事 項 4)	派 遣 労 働 者 に 関 する 事 項 5)
本部組合及び単位労働組合計	100.0	46.3	15.0	17.9	26.3	10.3	32.8	27.1	12.8	14.0	16.8	13.6	8.9
＜ 企業規模 ＞													
5,000 人以上	100.0	52.9	16.2	23.4	31.9	10.5	39.7	31.8	12.4	23.6	25.2	21.0	9.5
1,000 ～ 4,999 人	100.0	46.6	16.5	17.9	26.7	12.8	33.9	28.5	15.5	12.2	13.9	12.1	10.3
500 ～ 999 人	100.0	44.1	14.9	18.2	23.3	10.6	31.2	26.5	13.4	14.9	18.7	13.1	10.9
300 ～ 499 人	100.0	46.5	7.4	16.1	17.8	9.5	31.8	27.9	7.3	8.5	12.4	11.3	3.7
100 ～ 299 人	100.0	46.4	13.9	15.9	30.6	9.7	28.9	23.4	15.2	13.2	15.2	13.6	10.0
30 ～ 99 人	100.0	36.3	18.5	13.4	18.3	6.9	28.2	23.3	8.9	6.4	13.2	6.2	6.0
＜ 労働組合の種類 ＞													
本部組合	100.0	45.6	16.2	23.5	26.8	10.4	34.8	28.5	12.8	12.2	16.4	14.4	14.5
単位労働組合	100.0	46.3	14.9	17.5	26.3	10.3	32.6	27.0	12.8	14.1	16.9	13.5	8.5
支部等の単位扱組合	100.0	47.4	14.8	19.2	26.9	11.2	32.7	27.6	13.8	17.7	19.2	15.8	8.9
単位組織組合	100.0	44.9	15.1	15.5	25.5	9.0	32.6	26.3	11.6	9.5	13.9	10.6	8.0
平成28年調査計	100.0	45.8	15.9	20.2	24.1	11.5	33.0	25.5	・	15.0	17.7	16.0	12.2

注：過去1年間とは、平成28年7月1日から平成29年6月30日までをいう。

- 1) 雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。
- 2) 正社員との均衡を考慮した待遇に関する事項を含む。
- 3) 賃金制度（賃金の決め方、支払い方法等）、賃金額（基本給、諸手当及び賞与・一時金）、賃金額の改定、賃金の最低額及び退職給付に関する事項をいう。
- 4) 契約締結時の契約更新の有無の明示、契約を更新する場合又は更新しない場合の判断基準の明示、雇止めの予告、雇止め理由の明示などに関する事項をいい、雇用期間の定めのある者に限る。
- 5) 受け入れ時における事前協議を含む。